

●香川県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年12月16日から令和8年1月13日まで一般の縦覧に供する。

令和7年12月16日

香川県知事 池 田 豊 人

1 道路の種類 県道（一般）

2 路線名 勝浦三野線（108号）

3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
仲多度郡まんのう町勝浦字本村731番2地先から仲多度郡まんのう町勝浦字下福家1070番8地先まで	9.7～102.6	564	令和7年12月16日付け香川県告示第248号で変更した区域の全て

4 供用開始の期日 令和7年12月16日